

## 火災ごみの搬入について

火災ごみは、リサイクル推進課職員及び西知多医療厚生組合職員並びにり災された方及び搬入業者等で、事前に現地確認を行い、分別や搬入方法についての打合せをしてからの搬入となりますので、リサイクル推進課までお問合せください。

火災ごみの受入基準については、下記のとおりです。

### 記

- 1 火災ごみとして処分できるものは、り災者が自ら解体したり災した建物、焼け落ちた木材、焼けて又は消火活動により使用できなくなった家具や衣類等の生活用品とします。
- 2 焼け落ちた木材の受け入れ可能な大きさは、15cm×15cm×100cm以下のものとなります。
- 3 生活用品のうち、せん断破碎機による処理が必要なもの（長さ1mを超えるタンスなど）の搬入にあたっては、事前に搬入見込量を西知多クリーンセンターに報告し、搬入する日及び1日当たりの搬入量などは西知多クリーンセンターの指示に従ってください。
- 4 西知多クリーンへの搬入禁止物は、別紙のとおりとします。
- 5 火災ごみの搬入は、り災者自ら又は搬入車両にり災者が同行して行わなければなりません。
- 6 家庭系一般廃棄物のうち、西知多クリーンセンターにり災証明書を提出し、上記1から5に該当する場合に限り、処理手数料を減免します。なお、り災した建物が店舗等と住宅を併設した物の場合は、住居部分から発生した物のみを減免対象とします。
- 7 ダンプカーでの搬入は、容量が2 m<sup>3</sup>以下の車両に限り認めます。

(問合せ先)

リサイクル推進課

廃棄物対策担当

TEL 052-601-2053

FAX 052-689-1166

E-mail: recycle@city.tokai.lg.jp